

トーキョーワンダーサイト青山
滞在アーティスト選考委員会設置要綱

平成18年11月7日

(設置)

第1 この要綱は、トーキョーワンダーサイト青山における事業の適正かつ円滑な執行を図るため、「トーキョーワンダーサイト青山滞在アーティスト選考委員会」(以下、「選考委員会」という。)を設置するために定めることとする。

(選考委員会及び選考内容)

第2 選考委員会は、トーキョーワンダーサイト青山に係る次に掲げる滞在アーティストの選考に必要な事項の調査検討を行い、トーキョーワンダーサイト館長(以下、「館長」という。)に報告、助言する。

- (1) レジデンス国際機関、大使館、各国アーツカウンシル、各国美術施設等と連携して実施する、募集、推薦によるアーティストの選定
- (2) 選考委員会委員の推薦により実施する国内アーティストの選定

(構成)

第3 選考委員会は、学識経験者、専門分野の経験者、専門知識等を有する者のうちから、館長が委嘱する委員8名以内で構成する。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は会を主宰し、会務を総理し、その結果を文書で館長に報告するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は、就任の日から1年間とする。但し、平成18年度については、就任の日から平成19年3月31日までとする。

(招集等)

第5 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会に関係者等の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 選考委員会の庶務をトーキョーワンダーサイト内で行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。